

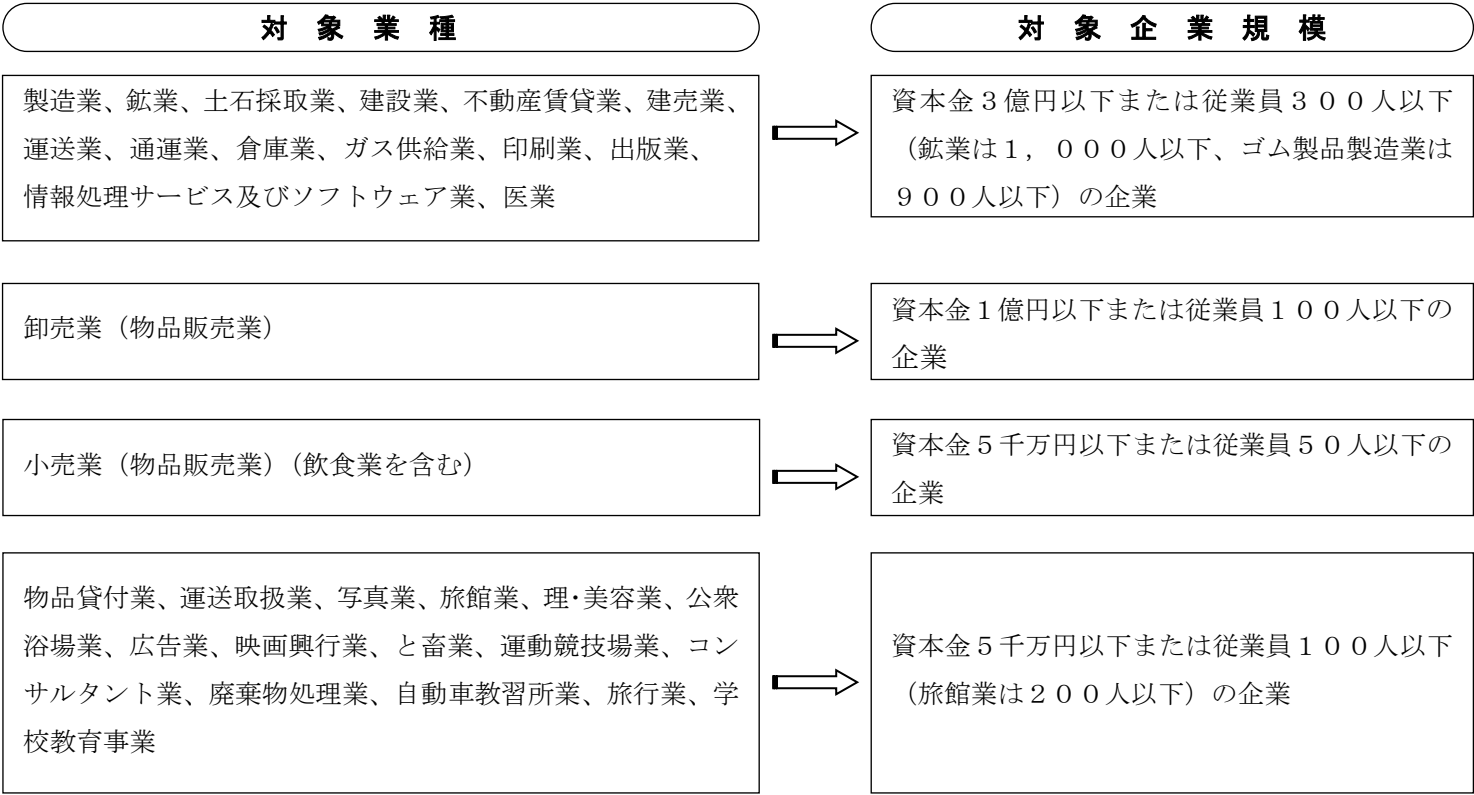
松山市中小企業資金融資制度

◆松山市中小企業資金融資制度とは

松山市中小企業資金融資制度は、松山市が融資制度の運用資金を指定金融機関に預託するとともに、愛媛県信用保証協会が信用保証を行うということによって運用されているもので、松山市と愛媛県信用保証協会並びに指定金融機関の三者の相互協力により、松山市内の中小企業者の経営の安定及び設備の近代化に必要な資金の融通を円滑にし、もって中小企業の振興を図ることを目的に設けられた制度です。

ご利用いただける方（主な要件）

1. 市内に住所を有する個人企業又は市内に本店を有する法人であること。
2. 原則として6ヵ月以上同一事業を営んでいること。ただし振興資金において、特定創業支援事業の修了認定を受けた者についてはこの限りではない。
3. 原則として既に納期を経過した分の市税を完納していること。
4. 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号又は第5号に定める中小企業者であって、信用保証協会の保証対象業種であること。
5. 保証協会が代位弁済中（連帯保証人の場合も含む）若しくは金融機関の取引停止処分中でないこと。
6. 経営安定化資金については中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者の認定を受けていることとし、振興資金との合計融資残高が1,000万円以内とする。



融 資 制 度 一 覧

制度名	資金使途	融資限度額	融資期間	年利率	返済方法	保証料率	保証人及び担保	申込先
中小企業振興 資金融資制度	運 転 資 金 設 備 資 金	1企業につき 500万円以内	5年以内	基準利率▲0.66%	2ヶ月以内据置 月賦均等償還	市が1/2を負担します。 0.45～1.66%	《4制度共通》 連帯保証人 個人 原則として不要 法人 原則として代表者のみ 「事業者選択型経営者保証非提供 制度」を利用の場合は不要 担保 必要と認めた場合は担保徴求する。	伊 予 銀 行 愛 媛 銀 行 愛 媛 信 用 金 庫 (市内及び市内近隣店舗)
中 小 企 業 経 営 安 定 化 資金融資制度	運 転 資 金	1企業につき 1,000万円以内	7年以内	(セフィネット5,7,8号) 基準利率▲0.66% (上記以外) 基準利率▲0.71%	12ヶ月以内据置 月賦均等償還	市が1/2を負担します。 0.8%（下記以外） 0.7%（5,7,8号）		
中 小 企 業 設 備 近 代 化 資金融資制度	設 備 資 金	1企業につき 1,000万円以内	7年以内	基準利率▲0.66% (別途利子補給制度あり)	6ヶ月以内据置 月賦均等償還	市が1/2を負担します。 0.45～1.66%		
中小企業短期 資金融資制度	運 転 資 金	1企業につき 300万円以内	5ヵ月以内	基準利率▲0.86%	原則として 分割償還	市が1/2を負担します。 0.45～1.66%		

※基準利率とは、日本政策金融公庫の中小企業事業の貸付期間5年以内の基準利率のことです。

※市が資金融資申込書を受付した日を利率判定の基準日とし、受付月の前月末日時点の基準利率を採用します。

※現在の利率は、右記の二次元コードから確認できます。



(令和7年10月1日更新)

融資申込提出書類チェックリスト

チェック欄	必 要 書 類（各1通）
	資金融資申込書
	市税の完納証明書（＊注1） ➤ただし課税されていないなどで完納証明書が発行されない場合は下記書類 法人：代表者の完納証明書 法人の設立・設置に関する申告書（控）の写し（松山市提出分） 個人：非課税証明書

追加添付資料

	【事業継続6カ月以内の事業者が振興資金を申し込む場合】 特定創業支援事業の修了証明（＊注2）
	【経営安定化資金を申し込む場合】 セーフティネット保証の認定書（＊注3）
	【資金用途が設備資金の場合】 見積書の写し

備考

- （＊注1）市役所本館2階納付推進課で発行。個人のみ支所でも発行可。（発行から1ヶ月以内）
- （＊注2）松山市創業支援事業計画に定める特定創業支援事業の修了認定証明を添付してください。（ふるさと納税・経営支援課で事前に交付を受けてください。）
- （＊注3）中小企業信用保険法第2条第5項各号に定める特定中小企業者の認定書で有効期間内のものを添付してください。（ふるさと納税・経営支援課で事前に交付を受けてください。）
- その他、上記以外にも添付書類が必要な場合があります。

【金融機関の皆様へ】

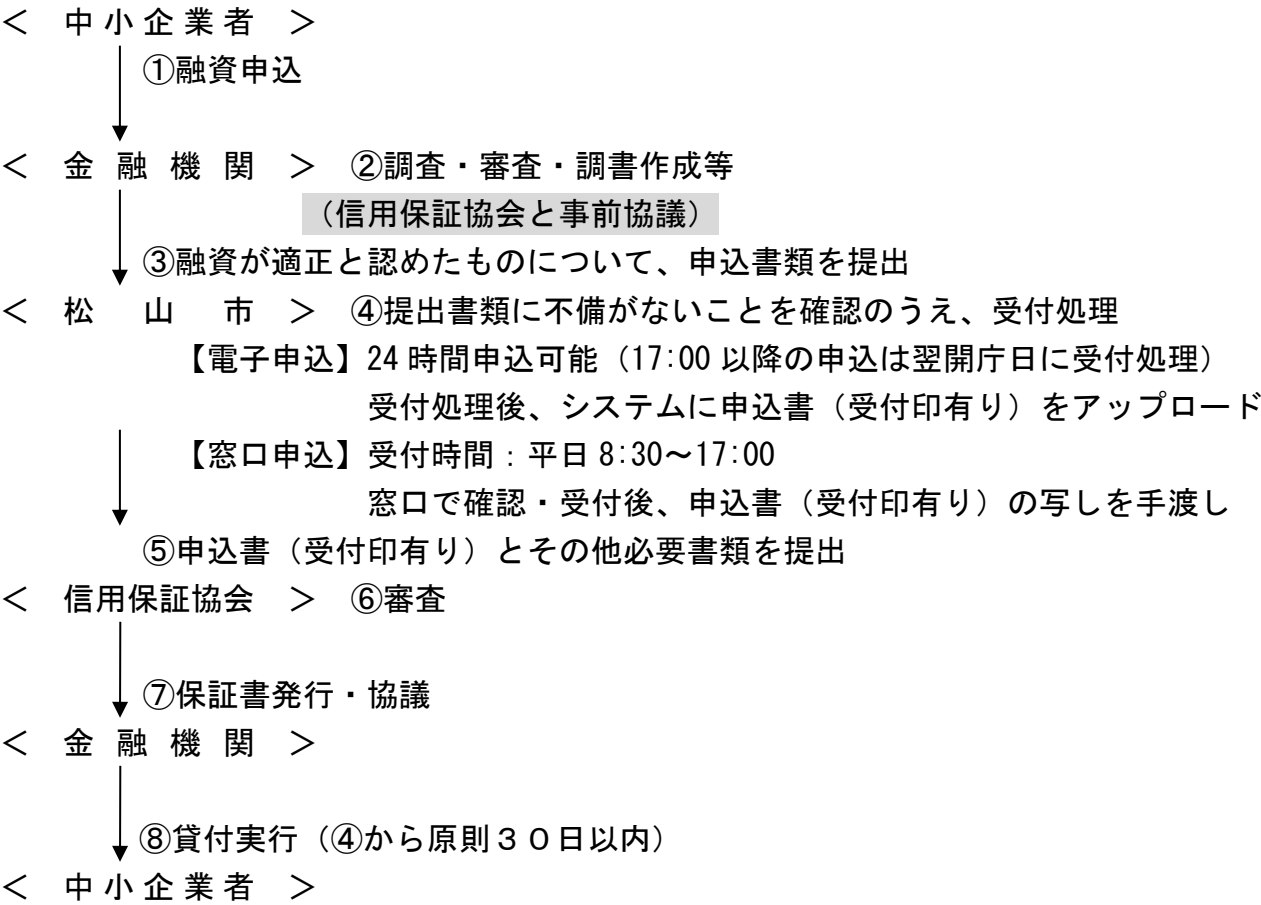
松山市へ融資申込書類をオンラインで提出する場合は、
以下の URL または二次元コードから申込フォームへアクセスしてください。

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8890



中小企業融資制度 ご案内 松山市

＜申込から融資実行まで＞



《お問い合わせ先》

松山市産業経済部 ふるさと納税・経営支援課

〒790-8571
松山市二番町4丁目7-2
TEL (089) 948-6783
FAX (089) 934-1844
E-mail keiei@city.matsuyama.ehime.jp